

CONTENTS

- 傷病手当金の支給期間が通算化されました/任意継続被保険者制度の資格喪失要件が追加されました…2
- 新規「健康経営宣言」事業所をご紹介します…3
- 定時決定と算定基礎届…4
- 「GビズID」のご利用方法…5
- エッセイ募集…6
- 社会保険事務担当者説明会のご案内…7
- かかりつけ医をもちましょう/インセンティブ制度をご存知ですか?…8



第1回秋田県年金ポスターコンクール
「最優秀賞」

秋田市立秋田西中学校 大倉 理央さん 作

秋田県社会保険協会ホームページ→<http://www.syahokyo-akita.jp>

社会保険関係の制度や届出については、

日本年金機構ホームページ→<https://www.nenkin.go.jp/> 電子政府の総合窓口 e-Gov →<https://www.e-gov.go.jp>

健康保険の給付・任意継続・健診等については、

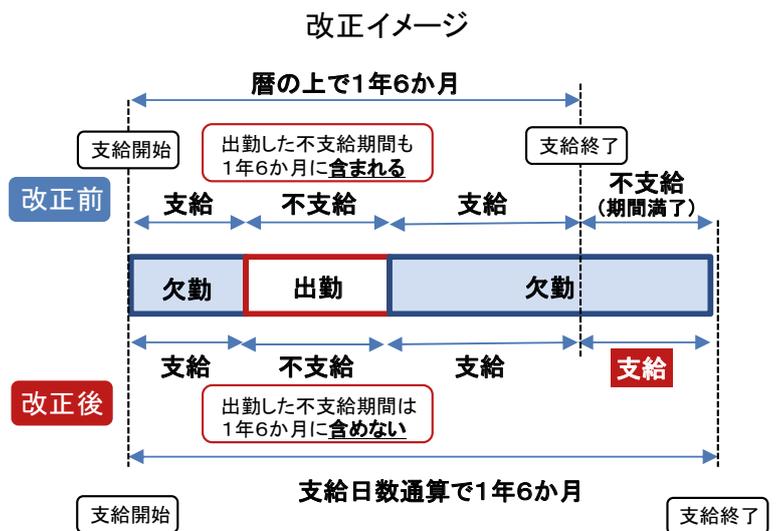
全国健康保険協会ホームページ→<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

傷病手当金の支給期間が通算化されました

傷病手当金は、業務外の病気やケガで仕事を休み、給与が受けられない場合に支給されます。

これまでは、暦の上で1年6か月経過すると傷病手当金の支給は終了となっていました。

今回の改正では、支給した期間が通算化されることになり、出勤等により不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるようになります。



※令和3年12月31日時点で、1年6か月を経過していない傷病手当金が対象です。

任意継続被保険者制度の資格喪失要件が追加されました

任意継続被保険者制度は、退職の日まで継続して2カ月以上加入者（被保険者）であった方が、退職した後も引き続き最長2年間加入できる制度です。

今回の改正では、資格喪失事由の要件が追加され、被保険者が希望すれば、その申出が受理された月の翌月1日に資格を喪失することとなります。

任意継続被保険者制度資格喪失要件

- ① 就職など健康保険等の被保険者となったとき
 - ② 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
 - ③ 保険料を納付期限までに納付しなかったとき
 - ④ 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
 - ⑤ 被保険者が死亡したとき
 - ⑥ **任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、保険者に申し出たとき**
- 新たに追加



今般の制度改正について詳しくはこちらをご覧ください。



お問い合わせ先 協会けんぽ秋田支部 業務グループ ☎018-883-1800



新規「健康経営宣言」事業所をご紹介します

令和3年11月から令和4年3月までに、新たに「健康経営宣言事業所」に認定された事業所をご紹介します。令和4年3月末現在、1,461事業所が従業員の健康づくりに取り組まれています。最新の健康経営宣言事業所については協会けんぽ秋田支部のホームページをご覧ください。**引き続き「健康経営宣言」エントリー事業所を募集しております。**



健康経営宣言事業所（敬称略）		
■秋田市	■横手市	■仙北市
株式会社 サンエスコミュニティ	株式会社福わらい小規模多機能型居宅介護事業所なごみ	株式会社 高喜
ケン開発 株式会社	トータルエンジニアリング 株式会社	株式会社 大応
有限会社 鈴木機械サービス	トヤマフーズ 株式会社	有限会社 やまもと
有限会社 モードスタジオ・久	有限会社 アキタカッター	有限会社 インフォテック
山二総合サービス 株式会社	有限会社 トップ技研	株式会社 畠山建設工業
株式会社 Local Power	有限会社 マルケン工業	株式会社 小林産業
株式会社 三木設計事務所	■大仙市	株式会社 丸英土建
インターフェイス 株式会社	TakeFine 株式会社	■由利本荘市
秋田まちづくり 株式会社	有限会社 大曲重機運輸	有限会社 エース・コーポレーション
株式会社 さきがけ折込センター	株式会社 鈴木冷熱	株式会社 三共整備工場
株式会社 緑設計	有限会社 高橋建材	株式会社 羽後林産
秋田県信用組合	特定非営利活動法人障がい者自立生活センター ほっと大仙	■鹿角市
秋田協同清掃 株式会社	株式会社 加賀谷総業	株式会社 鷹翔
日本電機興業 株式会社	株式会社 さとう	医療法人 楽山会
日管設備工業 株式会社	有限会社 最上材木店	秋田道路 株式会社
東北電材株式会社	有限会社 進藤産業	■にかほ市
厚生ビル管理 株式会社	有限会社 鈴木運送	有限会社 翠松園
株式会社 光風舎	株式会社 富士開発機工	株式会社 TANAKAマシンメタル
■能代市	Takamitu 株式会社	■美郷町
田代濁川地区森林生産 有限会社	株式会社 ヤマサ興産	株式会社 企業さきがけ
特定非営利活動法人 メリーゴーランド	■湯沢市	■八郎潟町
税理士法人 よつ葉税経	株式会社 ライフステージ	有限会社 キクチ縫製
株式会社 MIZUKI 小規模多機能型 花こまち	株式会社 旅館 多郎兵衛	■羽後町
株式会社 フジケン	山品工業 株式会社	株式会社 木村工務店
大高建設 株式会社	有限会社 高賢産業	■東成瀬村
■大館市	有限会社 セプト	株式会社 鈴木建設工業
東北環境消毒 有限会社	■男鹿市	
株式会社 シャルドン	社会福祉法人 福ふく	
株式会社 日鉄	有限会社 武田豆腐店	
藤嶋鉄工 株式会社	■北秋田市	
有限会社 三浦建設	社会福祉法人 七日市保育園	
中野産業 株式会社	合同会社 スィーダ	

健康経営に取り組むことによる企業のメリット

社員の活力向上

- コミュニケーションの活性化
- 社内の雰囲気改善

生産性の向上

- モチベーションの向上
- 欠勤率の低下
- 業務効率の向上

社員の高齢化対応

- ベテラン社員が健康で元気に働く環境の構築

負担軽減

- 休業による労働損失の抑制
- 長期的には健康保険料の負担抑制

リスクマネジメント

- 事故・不祥事の予防
- 労災発生の予防

イメージアップ

- 企業ブランド価値の向上
- 企業イメージの向上
- 社員採用時のアピール

お問い合わせ先 協会けんぽ秋田支部 企画総務グループ ☎018-883-1841

— 全員の標準報酬を決めなおすとき —

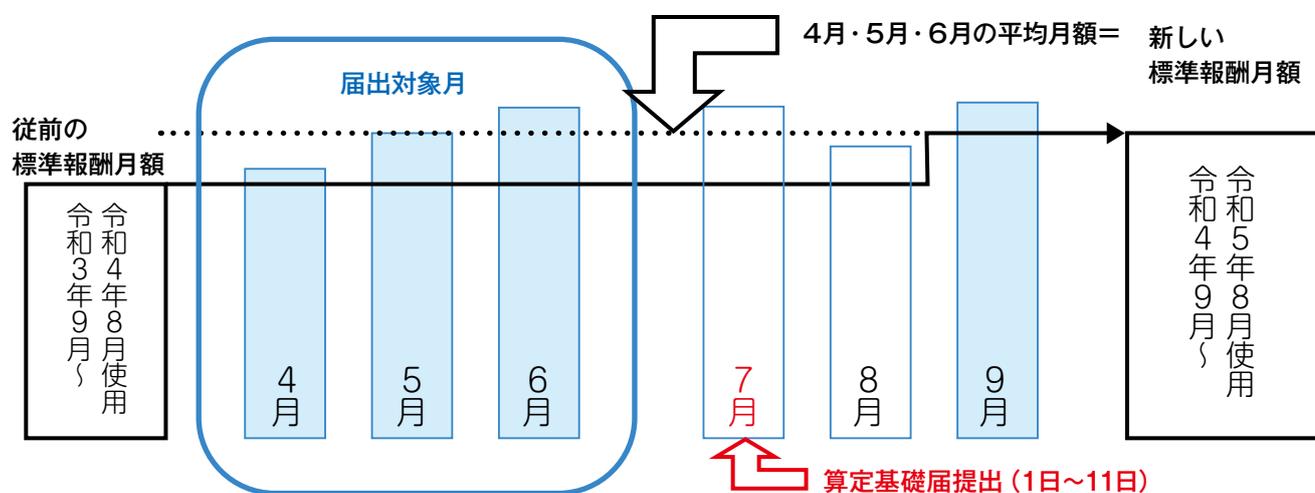
定時決定と算定基礎届

被保険者が実際に受ける報酬と標準報酬月額が大きくズレないように、毎年1回、全被保険者の報酬月額を届け出て、標準報酬月額を決めなおしています。これを定時決定といいます。

定時決定は、4月・5月・6月に支払った報酬を「被保険者報酬月額算定基礎届」により届け出ていただきます。

令和4年は、**7月1日(金)から7月11日(月)まで**に、電子媒体や届出用紙を日本年金機構仙台広域事務センターへ郵送するほか、**電子申請**での提出をお願いしています。

● 算定基礎届の提出の基礎となる月と決定対象月



● 算定基礎届の対象者

届出の対象となるのは、**7月1日現在の全被保険者および70歳以上被用者**です。

ただし、以下に該当する被保険者の方は届出の提出が不要です。

- ・ 6月1日以降に被保険者になった方（資格取得時に決定した報酬は原則令和5年8月まで適用されます）
- ・ 6月30日以前に退職した方
- ・ 7月改定の月額変更届を提出する方
- ・ 8月または9月に月額変更届の提出が予定されている旨の申し出のあった方

● 算定基礎届の提出方法と電子申請の利用

算定基礎届は、電子媒体や届出用紙（紙）で作成したものを、同封の返信用封筒により、日本年金機構仙台広域事務センターへ郵送での提出をお願いしています。

また、日本年金機構では、インターネットを利用して申請・届出を行う「**電子申請**」を推奨しています。

電子申請のメリットとしては

- ・ 24時間365日、いつでも申請が可能
- ・ 年金事務所に行かなくても、職場や出先などから申請が可能
- ・ 移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減に期待

などが見込まれ、すでに全国的にも主要な届出の半数以上は電子申請に移行しています。

次頁では、この電子申請の利用方法として一般的な「GビジネスID」の説明を掲載しております。

是非、この機会に電子申請の利用をご検討ください。

「G BizID」のご利用方法

Step 1 「G BizID」のアカウント取得

<手続き方法>

1. 「G BizID」のホームページから「g BizIDプライム作成」のボタンをクリックして、申請書を作成・ダウンロード



「G BizID」には、2種類のアカウントがありますが、社会保険の手続きには、「g BizIDプライム」のアカウントが必要です。

2. 必要事項を入力して、作成した申請書と印鑑証明書を「G BizID運用センター」に送付
3. 申請が承認されると、メールが送られてきます（審査に2週間程度要します。）
4. メールに記載されたURLをクリックして、パスワードを設定したら手続き完了！

Step 2 申請データ (CSV) の作成と申請

「届書作成プログラム」または自社システム、労務管理ソフトで申請データの作成を行い、電子申請をします。



- 「届書作成プログラム」は届書を簡易に作成・申請できるプログラムで、日本年金機構のホームページから無料でダウンロードすることができます。
- 「届書作成プログラム」を用いた社会保険の電子申請の対象届書は、次のとおりです。

対象届書	【社会保険】◇資格取得届 ◇資格喪失届 ◇算定基礎届 ◇月額変更届 ◇賞与支払届 ◇被扶養者（異動）届 ◇国民年金第3号被保険者関係届
-------------	--
- 「届書作成プログラム」は、日本年金機構ホームページに公開しています。



<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



【お問い合わせ先】

○G BizID 関係

「G BizID」ヘルプデスク **0570-023-797**

受付時間： 月～金曜日：午前9時～午後5時

※祝日、年末年始はご利用いただけません。

○届書作成プログラム関係

「ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口）」

0570-007-123（ナビダイヤル）

03-6837-2913（050から始まる電話でおかけになる場合）

受付時間： 月～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、年末年始はご利用いただけません。

「わたしと年金」をテーマとしたエッセイを募集します

「わたしと年金」 エッセイ 募集中

世代を**超**える。
今だからこそ、伝えたい。

応募締切

令和4年9月9日（金） 消印有効

応募作品

公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族との公的年金制度のかかわり、公的年金についてのあなたの考えなど、公的年金制度をテーマにしたエッセイ。

- 日本語で1,000～2,000文字以内。
- 作品用紙の裏に、氏名、ふりがな、年齢、住所、電話番号、職業または所属（会社名、学校名等）を明記してください。
- 内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限ります。（応募作品は返却しません。）

発表

受賞作品は日本年金機構ホームページに全文を掲載する（11月下旬予定）他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行います。

受賞作品の著作権は日本年金機構に帰属します。
受賞者の氏名、年代、住所地の都道府県を公表します。

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

わたしと年金エッセイ

検索

賞

厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、
優秀賞、入選

賞状の授与並びに記念品を贈呈します。

応募資格

中学生以上の方

提出先

日本年金機構 相談・サービス推進部
サービス推進グループ わたしと年金 担当
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

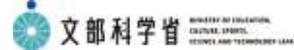
お問い合わせ先

日本年金機構 相談・サービス推進部
サービス推進グループ わたしと年金 担当
(電話番号) 03-5344-1100 (代表)

主催



後援



全国高等学校長協会

全国都道府県教育委員会連合会

社会保険事務説明会の開催

【健康保険制度と年金制度の基礎知識と事務手続き】

秋田県社会保険協会の会員事業所において社会保険事務を担当されている方を主な対象として、次により「社会保険事務説明会」を開催します。新たに社会保険事務を担当することになった方向けの基礎的な説明会ですので奮ってご参加ください。なお、新型コロナウイルス感染が収束しておりませんので、参加の際はマスクの着用をお願いいたします。

※定員になり次第締め切らせていただきます。

日程・会場・申込期限

開催日時	会場	申込期限	定員
令和4年7月20日(水) 13時30分～16時30分	由利本荘市市民交流学習センター 〈由利本荘市上大野16〉	7月14日	25名
令和4年7月22日(金) 13時30分～16時30分	横手市民会館 〈横手市南町13-1〉	7月15日	30名
令和4年7月27日(水) 13時30分～16時30分	北秋田市交流センター 〈北秋田市材木町2-2〉	7月21日	25名
令和4年8月 2日(火) 13時30分～16時30分	大仙市大曲交流センター 〈大仙市大曲日の出町2-7-53〉	7月27日	25名
令和4年8月 9日(火) 13時30分～16時30分	秋田市文化会館 〈秋田市山王7丁目3-1〉 ※駐車場が混み合う場合がございます	8月 3日	80名

※新型コロナウイルス感染症予防のための対策を講じるとともに、受講者数を制限させていただきました。

主な内容 年金の基礎知識 一届出が必要な場面、届出の方法について
健康保険制度の基礎知識 一協会けんぽ業務の概要について
手軽な健康ストレッチ 軽く運動ができる服装でおいでください

参加対象者 県内の年金事務所または全国健康保険協会秋田支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている方（健康保険組合に勤務されている方を含む）

参加費用 無料（テキストは主催者が当日配布します）

講師 年金事務所職員・全国健康保険協会秋田支部職員及び健康運動指導士

申込み・
問い合わせ先

秋田県社会保険協会

〒010-0001 秋田市中通6-7-9

電話 018-831-6205 FAX 018-832-3681

主催 一般財団法人 秋田県社会保険協会

【共催】 日本年金機構（県内各年金事務所）・全国健康保険協会秋田支部

キ-リ-ト-リ-線

「説明会」参加申込書

希望会場 ○印で表示願います。	<ul style="list-style-type: none"> 由利本荘市市民交流学習センター 横手市民会館 北秋田市交流センター 	<ul style="list-style-type: none"> 大仙市大曲交流センター 秋田市文化会館
事業所名		
事業所所在地	〒	
事業所電話番号	FAX番号	
参加者名	事業所整理記号	

かかりつけ医をもちましょう

ちょっとしたかぜなどで紹介状を持たずに大病院を受診すると、初診料とは別に特別料金を支払うことになり、経済的にもおすすりできません。

また、治療中なのに「新しくできた病院の方がよさそう」等の理由で、医療機関を次々に変える「はしご受診」は、複数の医療機関を受診するたびに初診料等がかかるほか、繰り返し検査を受けることで体への負担が大きくなります。

生活習慣病など状態の安定した慢性病の方や、普段は健康な人がかぜなどの軽症で受診する時には、まずは近所の「かかりつけ医」を受診するようにしましょう。

かかりつけ医を選ぶポイント

- 自宅や職場の近くなど、通いやすい
- 話しやすく、なんでも相談しやすい
- 健診結果や体質などを踏まえたアドバイスをしてくれる
- 専門的な内容をわかりやすく説明してくれる



など

インセンティブ制度をご存知ですか？

インセンティブ制度は、5つの評価指標の取組結果に応じて47支部をランクづけし、都道府県別の健康保険料率に反映させる制度です。

各支部の取組に応じて47支部中、上位1/3支部へインセンティブ（報奨金）が割り振られることにより、健康保険料率が引き下げられます。

皆様の健康への取組によって将来の保険料負担を抑えることができますので、ご協力をお願いします。

評価指標は以下の5つです

①特定健診等の受診率

協会けんぽが実施する健康診断のご利用、もしくは、健診結果データ提供の「同意書」をご提出ください

②特定保健指導の実施率

特定保健指導に該当される方が受けられるよう、環境整備（日程調整・場所の調整）にご協力ください

③特定保健指導対象者の減少

生活習慣を見直してメタボリスクから抜け出しましょう

④医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

「要治療」や「要再検査」などと判定された方は、早期に医療機関を受診しましょう

⑤ジェネリック医薬品の使用割合

ジェネリック医薬品を積極的に使用しましょう



インセンティブ制度について詳しくはこちらをご覧ください



お問い合わせ先 協会けんぽ秋田支部 企画総務グループ ☎018-883-1841

特定適用事業所の適用要件について



秋田年金事務所
厚生年金適用調査課
佐々木 陽 二



Q 令和4年10月から特定適用事業所の適用要件が「500人を超える適用事業所」から「100人を超える適用事業所」に改正されると聞きましたが、該当する事業所にあらかじめお知らせは送付されてくるのでしょうか。

A 「被保険者の総数が常時100人を超える」とは、
①法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が12か月のうち、6か月以上100人を超えることが見込まれる場合
②個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が12か月のうち、6か月以上100人を超えることが見込まれる場合を指します。

日本年金機構では施行日である令和4年10月1日の前に、以下の2種類のお知らせをお送りします。

〈特定事業所該当事前のお知らせ〉

令和3年10月から令和4年7月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が6か月以上100人を超えたことが確認できる場合は、同年8月頃に対象の適用事業所に対して「**特定適用事業所該当事前のお知らせ**」を送付し、同年10月頃に「**特定適用事業所該当通知書**」を送付します。

適用拡大に伴い、新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、「被保険者資格取得届」の提出が必要となります。(令和4年10月以降)

〈特定適用事業所に該当する可能性がある旨のお知らせ〉

令和4年8月に、令和3年10月から令和4年7月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が5か月100人を超えたことが確認できる場合(同年9月までに1か月以上100人を超えると特定適用事業所に該当する場合は、同年8月頃に対象の適用事業所に対して事前勧奨状として「**特定適用事業所に該当する可能性がある旨のお知らせ**」(以下「**事前のお知らせ**」という。)を送付します。

この事業所が令和4年8月の被保険者の総数が100人を超えたことが確認できた場合は、施行日前に6か月に達するため、同年10月頃に「**特定適用事業所該当通知書**」を送付します。

また、令和4年9月にも同様の確認を行い、直近11か月(令和3年10月から令和4年8月)で5か月100人を超えることが確認できる場合は、同年9月頃に「**事前のお知らせ**」を送付しますが、この事業所が6か月を超えるのは施行日後となるため、特定適用事業所に該当した時点で「**特定適用事業所該当届**」の提出が必要となります。

※なお、施行日以降も各月で直近11か月の被保険者総数の確認を行い、5か月100人を超えた場合は「**事前のお知らせ**」を翌月に送付します。

随想 ふきのとう



「私の仕事と相棒」

裸一貫で造園土木業をスタートした先代の社長から、遊びに来ていた私に声を掛けられ事務のお手伝いを始めて四十年となりました。その間に先代の社長が病気で亡くなり、夫に交代をしてから、早二十年です。つくづく時の流れの早さを実感しております。

その間にもうひとつ、グリーンツーリズムの農家民宿「花みずき」を趣味の一環としてスタートしました。こんな田舎に人なんか来ないだろうと考えていたので、のんびりと事務と二足の草鞋でもなんとかなると始めました。その民宿も今年でちょうど十年です。初めは不安だらけでしたが、反

対にお客さんに支えられ頑張ってきました。気づいたら人との対面が私のパワーの源だと気づきました。コロナで客足は遠のきましたが、励ましの電話をわざわざ頂いたり感謝しております。そんな中、民宿にいらしたお客様との繋がりで、生後一か月の犬と出会いました。相棒ちゃん君との出会いで、私の生活スタイルが大きく変化したと感じております。

相棒のチャンは、柴犬のヤンチャ犬です。とにかく走る事が大好きで、毎朝三十分くらい二キロの道のりを走ってみたり歩いてみたり、自然の空気を沢山吸い込んで私との散歩を欠かしません。時間に余裕のある時は、広っぱでボールを投げてはキャッチする、この繰り返しで楽しめます。これが、私の心身共にリフレッシュできる貴重な時間です。先日、血管年齢を計測していただきました。なんと驚くことに四十歳です。日々の散歩が、気づいたら私の一番の健康法に繋がっていると感じました。家の中でも、足指に踏ん張りがきくように五本指の靴下を履いて転ばぬよう気をつけております。どうぞ皆さん、変な女将を覗きにいらしてください。



本多造園土木株式会社

本多 淳子

健康トピックス

第201回 「介護」と「仕事」の両立について



自分の親はまだ元気と、介護を他人事のように感じている人は多いかもしれません。病気の発覚や認知症によるトラブルなどをきっかけに介護と直面する人は多いですが、

「同じことを何度も話す」「以前より怒りっぽい」など予兆があるものです。介護と仕事が両立できるように備えましょう。

認知症 基本チェックリスト（予兆を見逃さないためのツール）

No	質問項目	はい	いいえ	No	質問項目	はい	いいえ		
1	バスや電話で1人で外出していますか	0	1	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	口 腔	1	0	
2	日用品の買い物をしていますか	0	1	15	口の渇きが気になりますか		1	0	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0	1	16	週に1回以上は外出していますか	閉 じ こ も り	0	1	
4	友人の家を訪ねていますか	0	1	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか		1	0	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0	1	18	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるといわれていますか	認 知	1	0	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0	1	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか		0	1	
7	椅子に座った状態から何もつかまずに立ちあがっていますか	運 動	0	1	20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1	0	
8	15分くらい続けて歩いていますか		0	1	21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	う つ	1	0
9	この1年間に転んだことがありますか		1	0	22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった		1	0
10	転倒に対する不安は大きいですか	1	0	23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1		0	
11	6か月間で2~3kg以上体重減少がありましたか	栄 養	1	0	24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だとは思えない	1	0	
12	BMI：体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)=18.5未満		1	0	25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1	0	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	口 腔	1	0	1回の判定だけで、その人のすべての心身も状況が分かるわけではありません。頻度や回数の基準はありませんので、体や心の変化に気づいたら、再度チェックしてみましょう。ご相談はお近くの地域包括支援センターへ・・・。				

【判定方法】◆1~20 10点以上（複数の項目で支障あり）
◆11.12 すべての項目（低栄養状態）
◆18~20 1点以上（認知機能が低下）

◆6~10 3点以上（運動機能が低下）
◆16.17 No.16に該当（閉じこもり）
◆21~25 2点以上に該当（うつ病の可能性）

— 職場内で回覧しましょう —

休日・夜間の年金相談窓口をご利用ください

夜間の年金相談はカレンダー 日です。（開所時間は、午後7時まで）
休日の年金相談はカレンダー 日です。（開所時間は、午前9時30分から午後4時まで）
年金相談・お手続きの際は、予約相談をご利用ください。

令和4年7月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24 31	25	26	27	28	29	30

令和4年8月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

年金についての相談やお問い合わせ先

★ねんきん定期便・ねんきんネットに関するお問い合わせ

0570-058-555（ナビダイヤル）

050で始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6700-1144（一般電話）

★ねんきんダイヤル（一般的な年金相談）

0570-05-1165（ナビダイヤル）

050で始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6700-1165（一般電話）

（受付時間）月曜日：午前8時30分～午後7時まで

火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分まで

第2土曜日：午前9時30分～午後4時まで

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日にはご利用いただけません。

保険料の納期内納入にご協力ください

月末には社会保険料振替口座の残高確認をお願いします。

社会保険 **あきた**
令和4年6・7月号

発行

一般財団法人 秋田県社会保険協会
〒010-0001 秋田市中通 6 丁目 7-9
TEL018-831-6205 FAX018-832-3681

資料
提供

秋田・鷹巣・大曲・本荘 年金事務所
全国健康保険協会秋田支部